

審議会等の公募委員候補者・市政モニター ご登録のお願い

市では、市民の皆さんのご意見を市政に反映させるため、「審議会等の公募委員候補者」および「市政モニター」への登録制度を設けています。無作為で抽出した2,000人の市民の皆さんを対象に、登録に関する案内を2月上旬までに送付しますので、内容をご確認いただき、ぜひご登録をお願いします。

※審議会等の公募委員候補者と市政モニターは、両方または一方の登録ができます。

【審議会等の公募委員候補者】

問/政策企画課 ☎463-3089

市の審議会等にご出席いただく公募委員の候補者を、あらかじめ名簿に登録するものです。

委員の改選時に名簿から候補者を選び、改めて委員への就任を依頼します。就任依頼のないまま、2年の名簿登録期間を終える場合もあります。

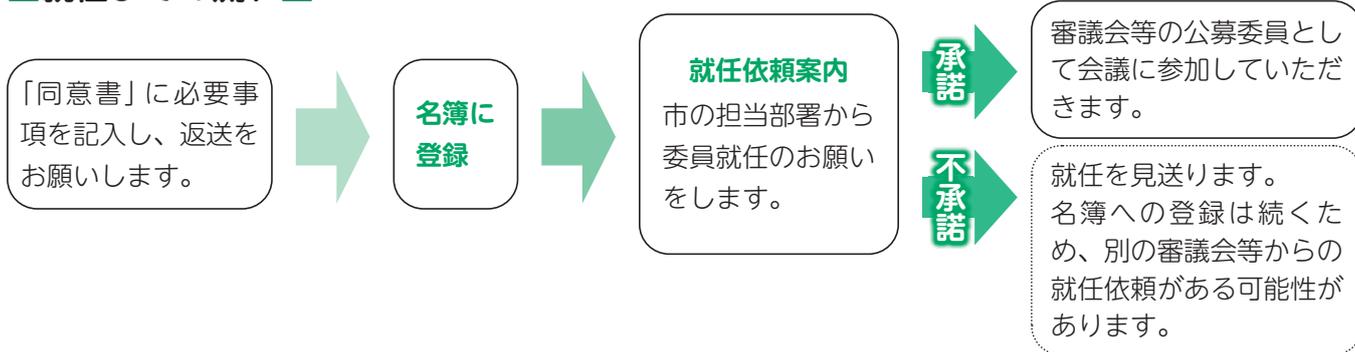
登録期間/4月1日～令和8年3月31日の2年間

審議会等の一例/男女平等推進審議会、子ども・子育て会議、外部評価委員会など

※審議会により、開催回数、時間帯、報酬等は異なります。



■就任までの流れ■



【市政モニター】

問/市政情報課 ☎463-3163

市民ニーズを把握するため、市からのアンケートに回答していただくものです。

アンケートへの回答は無記名ですので、市政に対する皆さんの率直なご意見をお聞かせください。

登録期間/4月1日～令和8年3月31日の2年間

アンケート回数/年に3～4回程度(郵送、メールどちらかを選択できます)

内容/福祉や環境に関すること、市政全般についての満足度や重要度、広報あさかの内容についてお伺いします。

※過去のアンケート内容および集計結果は、市ホームページをご確認ください。

※アンケートへの回答に対する報酬等はありません。

